

令和5年度東京都化学物質流出等防止設備設置補助金交付要綱

(制定) 令和5年3月31日 4環改化第869号

(目的)

第1条 この要綱は、適正管理化学物質取扱事業者が東京都化学物質適正管理指針（令和2年東京都告示第1374号による改正後の平成13年東京都告示第1181号。以下「指針」という。）に基づき実施する水害等へ備えるための取組を支援し、及び促進するため、東京都（以下「都」という。）が化学物質流出等防止設備の設置（以下「補助対象事業」という。）を行おうとする者に化学物質流出防止等設備設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱で「水害」とは、台風、豪雨、高潮等の自然災害による浸水及び土砂流入であって、ハザードマップその他の災害想定区域図において被害が想定されているものをいう。
- 2 この要綱で「適正管理化学物質」とは、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第110条第1項に規定する適正管理化学物質をいう。
- 3 この要綱で「対象事業場」とは、条例第2条に規定する工場又は指定作業場であって、適正管理化学物質のいずれかを年間100キログラム以上取り扱い、かつ、水害への備えを要するものをいう。
- 4 この要綱で「化学物質管理方法書」とは、条例第111条第1項に規定する化学物質管理方法書をいう。
- 5 この要綱で「化学物質流出等防止設備」とは、水害の発生時に対象事業場内への浸水又は土砂流入を防止し、又は対象事業場内において適正管理化学物質を取り扱う施設等への浸水又は土砂流入を防止することにより、対象事業場外への適正管理化学物質の流出防止に資する設備をいう。
- 6 この要綱で「東京都化学物質水害対策アドバイザー」とは、東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度実施要綱（令和2年12月10日付2環改化第538号）に基づき都から派遣されるアドバイザーをいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるものであって、過去に税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものとする。
- 一 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する者（以下「中小企業者」という。）であること。
- 二 条例第110条に規定する適正管理化学物質取扱事業者であること。
- 2 次に掲げる団体又は個人は、補助対象者としなない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が対象事業場に設置する化学物質流出等防止設備のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 止水板（建築物の出入口等に設置し、浸水に耐える材質及び構造（JISA4716（浸水防止用設備建具型構成部材）の等級Ws-1以上に相当する浸水防止性能が確認されていること。）であって、取外し又は収納が可能なもの）
 - 二 防水扉（JISA4716（浸水防止用設備建具型構成部材）のドア型であって、設置場所の使用目的及び状況に応じた等級以上のもの）
 - 三 防水シャッター（JISA4716（浸水防止用設備建具型構成部材）のシャッター型で、設置場所の使用目的及び状況に応じた等級以上のもの）
 - 四 前3号の設備を補完する目的で設置される設備（逆流防止弁等であって、前3号と併せて設置される場合に限る。）
 - 五 かさあげ土台（適正管理化学物質を取り扱う施設等が容易に浸水しない高さ（地盤面から50cm以上とし、水害の被害想定を踏まえて設定すること。）にかさ上げすることを目的として設ける構造物であって、当該構造物上に適正管理化学物質を取り扱う施設等を常時設置するもの）
 - 六 東京都化学物質水害対策アドバイザーの助言により設置する設備であって、知事が前各号に掲げるものに類すると認めるもの
- 2 補助対象者は、補助対象設備を一の対象事業場内に複数設置し、また前項各号に掲げる複数の種類の設備を設置することができる。
- 3 補助対象者は、対象事業場内の水害対策を総合的に実施し、補助対象設備の設置効果を発揮させる方法について、化学物質管理方法書に記載する。
- 4 補助対象設備は、補助金の交付決定の日から令和6年3月11日までの間に設置することとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち次の各号に掲げるものであって、知事が必要かつ適切と認めたもの（消費税及び地方消費税は除く。）とする。ただし、既存設備の撤去に係るものは対象としない。

- 一 製品購入費又は原材料費
- 二 運搬費
- 三 工事費（関連工事については、補助対象設備の使用に不可欠な機能の確保に係るものに限る。）

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1の額（千円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の2分の1の額から当該補助金の額を控除した額とする。

- 2 補助金の交付額は、一対象事業場当たり1,000,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）その他の別表第1に掲げる書類を、令和6年1月31日までに知事へ提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等を速やかに実施し、その内容を適当と認めるときは、前条の交付申請書を受理した順に都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(調査等)

第9条 知事は、補助対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者（補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、補助対象事業に関する報告を求め、又は補助対象設備を設置した対象事業場その他の関係する事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、対象事業場等への立入り、物件の調査及び関係者への質問を求められたときは、これに応じなければならない。

(補助対象事業の変更等の承認申請)

第10条 補助事業者は、第8条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、次の各号に該当する場合は、あらかじめ、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

一 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

三 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助対象事業の変更等の承認及び通知)

第11条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認し、補助対象事業（変更、中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、都の予算の範囲内で当該変更を決定し、変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(完了報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、補助対象事業完了報告書（別記第6号様式。以下「完了報告書」という。）その他の別表第2に掲げる書類を、知事へ提出しなければならない。ただし、年度末にあっては令和6年3月18日までに当該書類を知事へ提出するものとする。

2 知事は必要に応じて、補助事業者に対し、補助対象事業の成果に関する報告を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに確定額通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、前条による補助金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書（別記第8号様式）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助事業者に補助金を支払うものとする。

（決定の取消等）

第15条 知事は、補助金の交付決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

二 補助金を他の用途に使用したとき。

三 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

四 予定の期間内に補助対象事業に着手せず、又は完了しないとき。

五 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）。

六 その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又はこの要綱に基づく指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項第1号、第2号又は第5号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った場合は、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

2 補助事業者は、知事の承認を受けずに、取得財産の処分（この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、担保に供し、又は移転することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、補助対象事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に掲げる耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。

3 補助事業者は、前項本文の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（別記第9号様式）を知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

4 知事は、前項の規定による申請があった処分を承認したときは、速やかに財産処分承認書（別記第10号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

5 取得財産の処分を知事の承認を受けて行う場合は、補助事業者は、処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入がない、又はその収入が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額、又は補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成23年6月1日付23財主財第38号）第3

第2項により算出した補助金相当額のいずれか高い額を都に納付するものとする。

(帳簿の保存)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業の完了した日の属する都の会計年度の終了後8年間保存するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)の定めるところによる。

附 則(令和5年3月31日4環改化第869号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金について適用する。

別表第1

提出書類	注意点	法人	個人
交付申請書(第1号様式)	様式はホームページからダウンロードすること。	○	○
誓約書(第1号様式の2)		○	○
現在事項全部証明書(原本)		○	—
住民票の写し(原本)		—	○
直近の貸借対照表(写)		○	—
個人事業税納付証明書(原本)		—	○
事業所案内図、補助対象設備設置位置図、現況写真		○	○
工事計画図面及び補助対象設備仕様が明示されている図面類	浸水防止性能に関する内容を含むこと。	○	○
見積書(写)	第5条各号の経費の区分ごとの明細の記載及び見積を行った事業者の社印(又は社印と同等の効力を有する確認行為)を要する。	○	○
土地及び建物の登記事項証明書(原本)		○	○
申請者が使用者の場合は、土地及び建物所有者の補助対象設備設置工事承諾書(写)	同等の効力を有する書類(賃貸借契約書における許諾事項等)を用いる場合は、事前に都に確認すること。	○	○

化学物質管理方法書(抄)	補助対象設備を設置する事業所に関する申請日時点のもので、適正管理化学物質の使用量等、取扱施設、水害への備えに係る事項が記載されている個所の抜粋（補助対象事業の計画の記載は必ずしも要しない。）	○	○
支払金口座情報登録依頼書	都に未登録の場合に限る（様式はホームページからダウンロードすること。）。	○	○
印鑑証明書（原本）	発行日から3か月以内のものに限る。	○	○
従業員数がわかる公的書類（従業員数をもって中小企業者に該当する場合に限る。）		○	—

備考 申請者の種別に応じ、「○」と記載のある書類を提出すること。

別表第2

提出書類	注意点	法人	個人
完了報告書（第6号様式）		○	○
しゅん工図（平面図、立面図、設置図、構造図など）		○	○
工事写真	施工の状況がわかるもの	○	○
補助対象設備が設置された状況等を示す写真	第4条第5号（同条第6号においてこれに類するとしたものを含む。）の設備を除き、通常時と浸水防止動作時のそれぞれの状況がわかるもの	○	○
化学物質管理方法書	補助対象事業の実施を反映した変更が行われていること。	○	○
販売店等からの請求書（写）	請求書に型番の記載があること。	○	○
領収書（写）	購入代金領収書（写）、銀行振込明細書（写）（ネットバンキング、FAX振込みサービスを利用した場合を除く。）	○	○
金額の変更があった場合は、補助対象経費に係る内訳が確認できる書類（写）	申請時の見積書と同等のものであること。	○	○
支払金口座振替依頼書		○	○

備考 補助事業者の種別に応じ、「○」と記載のある書類を提出すること。